

令和 6 年度
川口市包括外部監査結果報告書
概要版

令和 7 年 3 月
川口市包括外部監査人
公認会計士 久保 直生

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象部局	1
5.	監査の実施期間	1
6.	包括外部監査人及び補助者	1
7.	特定の事件を選定した理由	1
8.	外部監査の方法	3
9.	表示数値	3
10.	年号の表記	3
11.	利害関係	3
第2章	高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について	4
1.	川口市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状	4
2.	高齢者福祉に関する事業の財務及び事務の執行について	4
3.	介護保険事業の財務及び事務の執行について	7
4.	社会福祉法人川口市社会福祉協議会	17
5.	社会福祉法人川口市社会福祉事業団	18
第3章	市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について	20
1.	指定管理者制度概要及び市の運用指針について	20
2.	川口総合文化センター（リリア）について	20
3.	川口市立アートギャラリー（アトリア）について	24
4.	川口市立川口駅前市民ホール（フレンジィア）について	28
5.	川口市芝コミュニティセンターについて	30

令和6年度 川口市包括外部監査結果報告書（概要版）

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

- （1）高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について
- （2）市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について

3. 監査対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 監査対象部局

福祉部福祉総務課、福祉監査課、長寿支援課、介護保険課、
社会福祉法人川口市社会福祉協議会、社会福祉法人川口市社会福祉事業団
市民生活部自治振興課、文化推進室、川口駅前行政センター
公益財団法人川口総合文化センターを含む対象施設の指定管理者

5. 監査の実施期間

令和6年5月28日から令和7年3月4日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

（1）包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	久保直生

（2）補助者

資格等	氏名
公認会計士	西片真由美
公認会計士	藤原康弘
公認会計士	柴田英樹
公認会計士	牧江真弥
税理士	新倉美千子

7. 特定の事件を選定した理由

川口市（以下「市」という。）は、「第5次川口市総合計画後期基本計画」（以下「基本計画」という。）において「めざす姿」として、「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」、「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」等を示しており、いずれもが、市民一人ひ

とりが暮らしやすい街、住み続けたい街と思える街づくりを目指す内容となっている。

第一に、「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」においては、「高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり」を施策の一つとして示しており、具体的には高齢者福祉の充実、介護事業の充実、社会参加の場と機会の充実を掲げている。市における65歳以上の高齢者人口は令和3年まで一貫して増加しており、令和4年に減少に転じた後、令和5年には再び増加し、139,240人となっており、市の全人口の23.0%となっている。また、介護保険要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和5年度では25,212人となり、第1号被保険者数に対する第1号認定者数の割合も17.6%に達している。このような状況において、市においても、高齢者に対する施策は、事業の中でも重要性を増してきていると言える。さらに、厚生労働省は、令和6年5月に、令和22年度(2040年度)には、認知症者数が全国で約584万人、軽度認知障害の人数が約613万人になるとの推計結果を発表しており、「第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においても認知症の早期発見・支援に向けた普及啓発も重要な課題となっている。また、介護保険料については、令和6年5月14日に厚生労働省が令和6年度から令和8年度までの第9期の65歳以上の介護保険料基準月額が、全国平均で前期比3.5%増の6,225円となると公表した。市においては、前期比2.9%増の6,076円と全国平均を下回っているものの、令和4年度決算における川口市介護保険保険給付費等支払基金2,575,183千円を使用した後には、介護保険料が増加する可能性があり、また、同決算における不納欠損額が、81,259千円、収入未済額が、208,111千円あることから、将来的な介護保険料の確実な徴収に懸念がある。介護保険料を抑制するためには、介護保険給付費の増加を抑える必要があり、健全な介護保険財政の観点からも、介護予防に向けた取組の推進は重要な課題である。

以上のとおり、急速な高齢化の進展に対応するために、市の高齢者福祉に関する事業、介護保険事業の充実が喫緊の課題であり、時宜を得た監査テーマと考える。

なお、もちろん元気な高齢者も多く、その人数も増加していることから、高齢者が心豊かな生活を送れるような社会参加の居場所づくりも重要な課題であり、高齢者福祉に関する事業として併せて監査テーマに含めることが必要と考える。

なお、監査対象には、市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の増進を図ることを設立目的とする「社会福祉法人川口市社会福祉協議会」、並びに、市が設置した社会福祉施設を効率的に経営すること等を設立目的とする「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」についても、両法人が市と一体となって事業を行っていることから、監査対象に含めることが有効な監査の観点から必要と考える。

次に、基本計画における「めざす姿」には、「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」と同様に「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」が示されており、その施策として、市民が自己実現をめざせる環境づくりを挙げている。具体的には、生涯学習活動の支援、スポーツ・レクリエーション活動の支援及び文化芸術活動の支援を掲げている。そのうち、文化芸術活動の支援の一例として、平成2年5月に誕生した川口総合文化センター・リリア（以下「リリア」という。）における事業があげられる。リリアは、質の高い文化芸術作品を提供する、全国的にもレベルの高い施設であり、地域の文化芸術の中核となっているが、その管理運営は指定管理者である公益財団法人川口総合文化センターが

担っている。リリア改修工事後の適切な管理運営を行っていくために、改修工事前の指定管理制度における事業の執行状況の確認をすることは必要であると考え。

なお、市民生活部においては、リリアの他にも、川口市立アートギャラリー・アトリア、川口駅前市民ホールフレンディア等、その管理運営について指定管理者制度を導入している施設もあり、令和8年度に開設が予定されている美術館についても同制度が採用される可能性があることから、市民生活部全体の指定管理者制度を監査テーマとすることが、監査の効率性、有用性の観点からも肝要であり、時宜を得た監査テーマと考える。

上記の理由から、令和6年度川口市包括外部監査においては、「高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について」及び「市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について」を監査テーマとした。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について及び市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について、経済性、効率性、有効性、関係法令等への準拠性を中心に監査を実施した。

(2) 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、歳入歳出決算書、事業に関する各種管理資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

9. 表示数値

本報告書の表示単位と数値(公表されている資料等を使用している場合を除く。)は、表示単位未満の金額は、原則として四捨五入、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、報告書の中の表は、端数処理の関係で、総額と内訳の合計とが一致しない場合がある。

10. 年号の表記

年号の表記については、原則として元号によっているが、市が作成した資料が西暦によっており、本報告書においてそれを引用している部分については、西暦による表記の箇所がある。

11. 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2章 高齢者福祉に関する事業及び介護保険事業の財務及び事務の執行について

1. 川口市の高齢者福祉事業及び介護保険事業の現状

指摘・意見はない。

2. 高齢者福祉に関する事業の財務及び事務の執行について

(意見1-1) 敬老祝金事業及び長寿者慰問等の見直しについて

当事業は昭和57年4月から実施されている事業であり、過去において支給対象年齢及び祝金支給金額の見直しが行われてきた。敬老祝金の贈呈が開始された昭和57年当時は、対象者も多くなく、敬老祝金を贈呈すること・贈呈されることに対しては、希少なことであり、ありがたさを感じていたと思われる。一方、平均寿命は延び、高齢者の就業者数も増加している現状においては、ありがたさも薄れてきている。また、川口市の敬老祝金の支給対象年齢や祝金金額は過去に見直し等を行っていることもあり、近隣の中核市と比較して特に手厚い内容にはなっていない。

厚生労働省の令和2年度の市区町村別生命表によると川口市の平均寿命は、男性80.4歳、女性86.6歳であり男女とも80歳を超えていることから、少なくとも平均寿命に達していない77歳を長寿祝金贈呈の対象とすることについては、検討の余地がある。

上記の現状から、今後想定される高齢者人口の増加を踏まえ、限りある財源の有効活用という点から、敬老祝金事業及び長寿者慰問等事業の見直しを行い、高齢者にとってより必要とされる他の高齢者福祉事業へ財源を転用することについて検討が必要と思われる。

(意見1-2) 制度適用条件の見直しの検討について

川口市における高齢者世帯は増加傾向にあるが、当該事業の利用者は、上記の表のとおり減少傾向にある。支給対象条件があり制度を利用できる者が限定されていることや当該制度の周知が十分でないなどが考えられるが、有識者に相談した結果、原因の特定には至っていない。

川口市においては、高齢者の住居支援に関する事業として、当該事業のほかに高齢者住宅確保支援事業（身元保証人を確保できず民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者に対して保証会社へ支払う保証料の一部を助成する制度。初回保証料の2分の1を限度とし、上限3万円）があるが、この事業の令和5年度の利用件数はゼロである。

川口市において高齢者世帯は増加傾向にあり、今後は高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していく傾向を考えると、住宅支援を必要とする高齢者世帯が利用しやすい制度内容（利用条件等）へ見直すことが求められる。

なお、見直しに当たっては住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（※1）及び生活困窮者自立支援法（※2）が令和6年に改正されており、これらの法律の改正に伴う新たな住まいに関する支援施策を勘案する必要がある。

※1：高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅

の登録制度や住宅確保要配慮者の居住支援などを定めている。

※ 2：生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を定めている。

（意見 1－3） 貸与機器及び給付用具の見直しについて

福祉機器と日常生活用具の内容については、毎年予算積算時と年度末に見直しや検討を行っている。令和元年度からの利用実績をみると、対象機器及び用具に変更はなく、なかには利用が極端に少ない機器や用具も見受けられる。

一定期間利用が少ない機器は対象から外す等の見直しが必要であるとともに、利用者のニーズを踏まえて機器や用具の選定を検討するなど、利用者にとって有用な制度にすることが望まれる。

（意見 1－4） 随意契約の定期的な見直しについて

紙おむつの供給先企業との業務委託契約は随意契約となっている。高齢者用おむつを供給できる業者が少なく、業者に安定した供給を求めていること、また配達時に高齢者本人等の見守りを行うことが契約に定められているため、契約の継続性を重視して、当該企業と随意契約を締結している。

随意契約は、契約締結までの事務手続き等が簡素化できる等のメリットがあるが、一般的には長期にわたり随意契約が締結されることは、公平性や透明性の観点から好ましくないとされている。

そのため、一定期間経過したのち、何年かに一度は契約内容の適切性の確保のため、入札も含めた事業者選定の見直しを行うことが望まれる。

（意見 1－5） より効果的な高齢者福祉事業の周知の検討について

高齢者福祉事業の中には、利用者が少ない事業や参加者が減少傾向にある事業があるが、市民への周知不足が原因の 1 つと考えられる。

高齢者福祉事業は種類が多く、対象者や要件も事業により異なっており、必要とされる高齢者に有効に活用してもらうためにも制度の周知は重要である。

現状、高齢者が多く集まると思われる場所にパンフレットを備置しているが、高齢者と同居している世帯向けやヤングケアラー支援の観点から、現状の周知に加え、より効果的な周知方法を検討していくことが望まれる。

（意見 1－6） 事業・サービスにおける赤字について

川口市社会福祉事業団の拠点別、サービス区分別の財務諸表を閲覧したところ、特別養護老人ホームやデイサービス等が実質的に赤字になっており、実質的に指定管理料がいわば赤字の補填となっている状況が認められる。特別養護老人ホームやケアハウスは高利用率が続いており高いニーズが認められるため、直ちに閉鎖すべき状況にないと思われるが、いずれの施設についても開設されてから約 30 年が経過しており、民間事業所によるサービスの提供状況などを勘案すると、市の関連団体によってこれらの事業を行うことの意義が薄れてきていることは否めない。今後も市が建物を維持し、指定管理事業としての事業を継続するのであれば、高齢者を取り巻く環境とニ

ズの変化を踏まえ民営との比較した場合の特異性など、その意義について市民の理解を得られるようにすべきである。

(意見 1－7) デイサービス事業、養護老人ホーム事業で利用率の低迷について

デイサービス事業、養護老人ホーム事業の利用率について注意すべき箇所のあるものは以下のとおりである。デイサービス事業に関して建築後相当期間が経過した施設もあり、老朽化のため施設としての魅力が相対的に喪失しており、現状のままでは利用率の回復も見込めないため早急に事業のあり方等について検討することが望まれる。

拠点・サービス区分	利用率 (%)
神根福祉センター・老人デイサービス事業	58.7%
高齢者在宅サービスセンター・横曽根れんげそう	62.5%
芝福祉センター老人デイサービスセンター・芝れんげそう	65.4%
芝福祉センター老人デイサービスセンター 芝南れんげそう	34.8%
鳩ヶ谷れんげそう	59.7%
養護老人ホーム	43.2%

(意見 1－8) 指定管理制度の他社参入について

社会福祉協議会は川口市からの受託事業（随意契約）がほとんどだが、青木たたら荘については指定管理者制度を採用している。第 1 回目の公募は青木会館が設立された令和 4 年度に行われたが、候補者は社会福祉協議会 1 者のみであった。

指定期間は 5 年 6 か月間であるため、令和 10 年 3 月までとなり、再度指定管理者の公募が行われるが、他の事業者が参入しやすいよう、収益性を含めた事業内容の見直しや、募集方法などを十分に検討し、幅広い募集をかけることが望まれる。

(意見 1－9) サンテピアの長寿命化個別施設計画の策定について

厚生労働省では長期間の使用による老朽化する医療・福祉施設関係のインフラに対して、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、インフラ長寿命化計画（行動計画）を令和 3 年度から令和 7 年度の間策定し、さらに各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）の策定もあわせて求められている。

川口市についてこれらの計画の有無について問い合わせたところ、川口市の全体の公共施設についてのインフラ長寿命化計画（行動計画）については「川口市公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）」として策定されており、サンテピアの個別計画については保全計画にて個々の施設の健全度を調査したうえで長寿命化計画した場合の費用まで行われていたが、厚生労働省の定める改築を行うケースでのトータルコストの比較が行われていない状況であった。長寿命化個別計画の策定は施設の今後の使用・修繕計画を策定するうえで重要な手続きであるとされ、特にサンテピアは築 30 年が経過しているため、多面的な視点で当該施設について検討することが望ましい。

(指摘 1－1) 老人福祉施設の指定管理者の選定について

川口市では老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター(横曽根・新郷・芝・芝南・鳩ヶ谷)、社会福祉センター(老人デイサービス事業・ボランティア活動支援事業)、老人福祉センター(安行・神根・芝))について、随意指定契約としている。これについて、随意契約としている理由を確認すると、『入所施設は施設職員が利用者との信頼関係を築くことが重要であり、運営主体を数年ごとに変更してしまうことは、入所者に対するサービス低下に繋がる。また、通所施設は複数施設の一括管理により、効率的・安定的に人材を確保することが可能となる。さらに、川口市高齢者総合福祉センター(サンテピア)や社会福祉センター等は、地域ごとに設置された「れんげそう」や「たたら荘」が併設する施設であり、施設ごとに異なった指定管理者を導入することは、相互の連携を密とした一体的な管理運営に支障を来すなど、効率的な運営が望めなくなることも随意指定契約とした理由である。『川口市指定管理者制度運用指針』においても、「非公募による選定も可能な施設」とされている。』との回答であった。

しかしながら、そもそも指定管理者制度は「住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり(「指定管理者制度の運用について(平成2年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知)(抄)」、近隣自治体の指定管理者運用ガイドラインを参照しても、指定管理者の募集は公募を原則として、例外的な取り扱いは極めて限られたケースに限定している(※1※2)。

また、指定管理者の運営ガイドラインについて例外的な取り扱いを比較的広くとらえている自治体についても、契約の適否について選定委員会にかけるなど公平性を確保する対応を行っている(※3)。

従って、川口市においても無条件で非公募とするのではなく、少なくとも選定について委員会に諮問・評価する、さらに最終的には「川口市指定管理者制度運用指針」を見直し、公募とするなどの対応を行うことが望ましい。

※1…さいたま市指定管理者取扱要綱では「法令等で管理者が特定される場合、近隣でほかに類似業務を行う事業者がないと見込まれる場合、その他緊急性を有する場合」など極めて限られた場合のみ非公募としている。

※2…特別養護老人ホームについて指定管理者の公募を行っているケースは以下の自治体が一例である。

(例) 和光市福祉の里(和光市)、京都市菊浜特別養護老人ホーム(京都市)

※3…例えば福井市「指定管理者運営ガイドライン」では、選任について選定委員会に諮問し、事後的にも第三者による評価を実施している。

3. 介護保険事業の財務及び事務の執行について

(意見 1－10) 基金の計画的な使用について

基金として積み立てる額は、毎年度川口市介護保険事業特別会計において生じた剰余金の範囲内で、特別会計歳入歳出予算で定めることとされているが、当初予算で計上された金額以上に剰余金が生じた場合には、補正予算で増額し基金を積み立ててい

る。令和3年度から令和5年度までの基金の積立額は、いずれも決算から生じた剰余金を補正予算で積み立てたものであり、決算において歳入が歳出を超過した結果である。もちろん、特別会計の財務安定性の観点からは、剰余金が多額に発生し、その分を基金に積み立て将来に備える基金を多く保有することは必要とも言える。しかし、一方、保険給付費を多く見積もることにより、その分介護保険料也多額に徴収しているとも言えるので、特に補正予算で積み立てた基金については、その時期を大きく遅れることなく取り崩して次期の保険料基準額を低減できるように、保険料負担者への還元の観点から引き続き検討が必要である。

(意見1-11) 基金の有利な方法による運用について

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされている。また、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされている。令和3年度から令和5年度までの運用収益は、元本割れの無い金融機関の預金であるが、低金利時代であるものの、「かつ有利」というもう一つの要件を満たしているか疑問である。金融機関への預金より利回りの高い国債等格付けの高い債券等での運用についても検討されたい。

(意見1-12) 基準額低減のための予定保険料収納率の向上について

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の上昇を抑えるためには、基準額低減のための予定保険料収納率も上げることが必要である。川口市の予定保険料収納率は、第8期から第9期まで98%に留まっているが、今後、介護保険料回収のための人員増加による徴収不納額及び不納欠損額の削減や予防介護の充実による保険料収納必要額の抑制により予定保険料収納率をなお一層引き上げることに尽力することが必要である。

(意見1-13) 広報誌（パンフレット）への正確な情報開示について

広報誌（はつらつ介護保険～いつまでも住みなれたこのまちで～）における基準額の算式の明示においては、本来は、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を第1号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものの「予定保険料収納率で除して」が省略されている。実際は、保険料収納必要額を予定保険料収納率（98%）で除することで、保険料総額は増加しており、その金額を第1号被保険者が負担することになっている。「川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においては、正確な算式が示されており、広報誌（はつらつ介護保険～いつまでも住みなれたこのまちで～）においても正確に表記することが望まれる。

(意見1-14) 滞納介護保険料の回収に関する組織体制等の整備について

介護保険料の収入未済及び不納欠損は、介護保険第1号被保険者のうち老齢年金等の年金収入が年額18万円未満の被保険者などの普通徴収対象者から生じる。したがって、滞納介護保険料の回収については、対象者が65歳以上の高齢者で、かつ、65歳未満のいわゆる生産年齢該当者に比して所得が高くなく、今後就労の見込みも

薄いかたに保険料を納付いただく必要がある。そのためには、介護保険制度維持における保険料の必要性を周知し、滞納介護保険料については、督促・催告・債権移管・滞納処分における一連の流れや現在執り行っている滞納処分のノウハウを継承するためのマニュアルを整備し、滞納整理に専念できる職員配置の整備を早急に行う必要がある。

(意見 1－15) 滞納整理早期着手の徹底について

介護保険料については、令和3年度から令和5年度までの3年間で平均的に収納未済額の40%ほどが不納欠損額につながっている。これは、対象者が65歳以上の被保険者であること、市税の消滅時効が5年であるのに対して、介護保険料の消滅時効は2年と短いこと、そして市税と異なり非課税のかたにも保険料が賦課されることが理由として考えられる。そのため滞納整理の早期着手、滞納処分などによる時効の中断を効率的に適時に実行していかないと、早々に時効期限が到来して不納欠損という事態になりかねない。保険料を負担している被保険者間の公平を期すためにも、滞納整理の早期着手を実施していく必要がある。

(意見 1－16) 口座振替利用の促進について

年金収入が年額18万円未満の被保険者については、保険料の徴収方法として特別徴収をすることはできず、納付書による納付、もしくは事前に手続した口座振替による納付となる。口座振替は、口座引き落とし時点で残高が不足している場合、収入未済になるが、納付書納付に比して収入未済となる確率は低い。年金収入が年額18万円未満の被保険者を含む普通徴収者に対して、口座振替の利便性を強くアピールし利用の促進を図ることが必要である。

(意見 1－17) 要介護認定の早期化について

要介護認定の遅れは利用者にも事業者にも影響を与えるものであり、各保険者において、要介護認定を速やかかつ適正に実施する必要がある。要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼって効力を有することになるが、暫定ケアプランによって介護サービスを利用した場合、暫定ケアプラン上の要介護度が認定結果よりも高かった場合には差額を被保険者が負担しなければならないなど、不安定な状況に置かれることになる。認定の有効期間及び認定審査の簡素化について、どのような課題があり、どのように見直していくか整理していくことが必要である。

(意見 1－18) 介護認定審査会の簡素化について

以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とすることができ旨、厚生労働省の資料に記載がある。認定までの期間の長期化は申請者の増加による介護認定審査会への負担の増加によるところもあり、運用にあたり参考にすることが望まれる。なお、要件に該当する被保険者は以下の者である。

【条件①】第1号被保険者である

【条件②】更新申請である

【条件③】コンピュータ判定における要介護度が、現在の要介護度と一致している

【条件④】 前回の審査結果の認定有効期間が12か月以上である

【条件⑤】 コンピュータ判定における要介護度が「要支援2」又は「要介護1」である場合は、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「安定」である

【条件⑥】 コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない。

（指摘1－2） 認定申請の処分の見込期間の遅延通知

要介護認定に関する被保険者からの申請に対する処分（要介護（要支援）の状態区分決定）は、その申請があった日から30日以内に認定できない場合に、介護保険法に基づき、延期理由（認定が遅れている理由）と処理見込期間（認定する日にちの目安）を記載して「延期通知書」等で通知することを求めている。ただし、更新申請の場合のみ申請日から30日以内に認定がされない場合であっても、現在の有効期間内に認定がされるときは、延期通知書を省略して差し支えないとの方針が示されている。

ただし、川口市においては、30日を過ぎていてもその時点で認定審査会の日程が決まっているケースや認定調査の日程が未決定のケース（川口市が調査をする場合のみ）については、通知が省略されていた。通知と審査会が前後してしまいトラブルの原因となったことや、認定調査の日程調整の電話連絡時に遅延理由を説明していたことなどがその理由となっている。現在は、通知の送付を行うように見直しがされているものの、更新申請の一部を除き、「延期通知書」等で通知は法定されており、申請者に誤解を与えない文言等工夫をして通知することが必要である。

（意見1－19） 介護認定審査会の運営方法の全般的な見直しを検討すべきことについて

現状、介護認定審査会の一か月あたりの審査件数が、1,680件（24合議体×2回×35件）程度であるのに対して、一か月あたりの申請件数が1,800件を超える状況が継続している。

また、このような申請件数に対して審査件数が追い付かない状況を踏まえても、平均認定日数が長くなってしまっている。

今後高齢化が更に進展することに伴い、申請件数は増加の一途をたどることが想定されており、認定日数の更なる遅延が想定される状況であり、介護保険制度の運用のためには、介護認定審査会の運用方法について、全般的な見直しを検討すべき状況であり、様々な施策を組み合わせる検討することが急務の状況となっていると考えられる。

なお、介護認定審査会の運営にあたっては、審査委員の協力が不可欠であり、見直しにあたっては、審査委員の負担に配慮しつつ慎重に検討する必要がある。

（意見1－20） 介護認定審査会の簡素化を検討することについて

現在の申請件数に対して審査件数が追い付かない状況を踏まえると、まずは、申請件数と審査件数のミスマッチが生じている状況を改善することが必要である。

この点、他市の事例も踏まえると、まずは、要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化を進めることが必要と考えられる。

要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化により、更新申請の一定割合（介護保険課の想定では更新申請の２～３割程度）は簡素化されることが見込まれるため、現在の、申請件数と審査件数のミスマッチが生じている状況の改善が期待され、平均認定日数の短縮に繋がることと想定される。

この要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化は、審査委員の負担を増やすことなく、申請件数と審査件数のミスマッチ解消に効果を発揮するため、まずは最初に検討すべきと想定される。

認定審査会の簡素化を進める場合には、審査の簡素化は進む一方で、審査件数の増加に伴う審査資料の精査件数の増加や簡素化要件を満たす申請に限られた事務処理等の事務局の作業負担が増加することが見込まれるため、認定審査会の簡素化を進める場合には、事務局負担の増加に対する対応（事務局職員・介護認定調査員の増員など）を同時に考慮すべきことに留意した上で進める必要がある。

（意見１－２１） 介護認定審査会のオンライン化と審査資料のペーパーレス化を推進すべきことについて

現状、基本的には、介護認定審査会は市庁舎等において対面で実施されている。一般的には対面によるコミュニケーションの方がオンラインによるコミュニケーションよりも円滑であることが想定されるものの、移動時間の削減による審査委員の負担軽減や、オンラインによるコミュニケーションが社会全体で進んでいる現状を鑑みると、オンライン化を進めて介護認定審査会を効率的に開催できるようにすることが有益と考えられる。

また、現状、審査資料を介護保険課が紙面で事前に送付しているが、情報漏洩の防止や業務の効率化を考慮すると、ペーパーレス化を進めることも有益と考えられる。

但し、オンライン化やペーパーレス化を進めるためには、専用タブレット貸与など情報機器面の整備等を併せて検討する必要がある、オンライン化やペーパーレス化にあたって審査委員に対し講習を行うなど審査委員を後押しする対策を講じていく必要があると考えられる。

いずれにしても、審査委員の協力で、介護認定審査会の運営は成り立っているため、審査委員の意見を取り入れつつ、オンライン化やペーパーレス化という方向に進んでいくことが効率化の面から必要と考えられる。

（意見１－２２） 介護認定審査会の一合議体あたりの審査件数の見直しを検討すべきことについて

要介護認定に係る介護認定審査会の簡素化により、一旦は、申請件数と審査件数のミスマッチは解消すると想定されるが、今後も高齢化の進展に伴い申請件数の増加が想定されるため、介護認定審査会の審査件数を増やすことの検討をしていくことも必要である。

この点、令和５年度に介護保険課が審査委員に対して、１合議体あたりの人数の再編（５人から４人又は３人への再編）、審査件数の見直し（１回当たり３０件から３５件への増加）について、アンケートを実施した結果を踏まえて、令和６年度か

ら、審査件数の見直し（１回当たり３０件から３５件への増加）は実行に移している。

アンケートによれば、１合議体あたりの人数の再編（５人から４人又は３人への再編）については、審査会一回あたりの審査件数が増えなければ良いと思うという回答も含めると、良いと思うという回答が全体の４分の３程度になっており、審査件数を増やすために、具体的に検討していくことが有益と想定される。

（意見１－２３） 運営指導時に改善項目等があった事業所からの報告書提出の管理方法の見直しを検討すべきことについて

結果通知書の送付と改善報告書作成が必要な場合の改善報告書提出については、漏れなく送付がなされていることを、エクセルで一覧表を作成して管理することによって、期限を過ぎても改善報告書の提出がない事業所には、各担当から確認の連絡をしている。

しかしながら、一覧表には、結果通知書の送付日や改善報告書の期限日などの記載はあったものの、改善報告書の改善報告日の記載はなく、各担当で管理し確認し、その状況を指導第２係長が確認し、報告書が提出されないままになってしまっている事業所はないとのことであった。

改善事項等があった事業所の改善状況を確認する手続は、介護保険サービスの質を担保する上で重要であり、報告書の提出漏れを防止するためには、一覧表に報告書受領日も記載して管理することが有益と考えられる。

（意見１－２４） 過誤の件数・金額を少なくするための施策について

過誤申立に関しては、よくある請求誤りなどについては、介護保険施設等に対する集団指導の際に、注意を促しているものの、令和３年度から令和４年度にかけては、過誤申立件数・金額はいずれも減少したものの、令和４年度から令和５年度にかけては、いずれも増加に転じてしまっている。

過誤請求を減少させて、保険給付の適正化を図るためには、介護保険施設等に対する集団指導の際に、よくある請求誤り等については、引き続き注意を促していくことが必要と考えられる。

（意見１－２５） 基本チェックリストの返信基準の見直しについて

現在の基本チェックリストの実施は、虚弱者のみの把握を目的としているため、全員からの返信は求めている。そのため、返信がない高齢者は、元気であるのか、虚弱者であるが返信できない状態にあるのか否か判断することができず、川口市全体の高齢者の健康状態等を把握する制度にはなっていない。

また現状では、返信者を対象として介護予防事業で実施している各種プログラムの参加を促していることから、返信数が少ないことはプログラムの参加対象となる分母が十分確保できていないと考えられる。基本チェックリストの情報をもとに、介護予防施策へ展開していることから、これらの情報の入手は介護予防事業の前提として有用なものと考えられる。

当該事業の令和５年度の費用内訳は、主に通信運搬費（郵便料金）が占めている。

なお、返信方法については、令和３年度から、郵送による返信方法のほかに、ホームページでチェックリストへの回答ができるようにしているが、令和６年１０月から郵便料金も値上がりし、郵送によるコストが上昇することが想定される。

市内の高齢者の健康状態を把握する手段の１つとして、基本チェックリストをより有効に活用するためにも、返信の要件の見直しなど、より多くの高齢者の健康状態の把握ができるよう検討が必要である。

（意見１－２６） 基本チェックリストの実施結果の有効活用について

市内の高齢者の健康状態を把握し、それに適した医療や介護予防サービスの施策を講じていくために、現在の介護予防把握事業を虚弱者の把握目的に限らず、より有効に活用することの検討が望まれる。例えば、国民健康保険や後期高齢者医療保険などの健康診断データと連動した分析を行うなど、高齢者に関わる様々なデータの利活用について検討し、介護予防事業の展開へ活かしていくことが望まれる。

（意見１－２７） 地域包括支援センターの職員の配置基準の達成状況について

厚生労働省の「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（平成３０年５月１０日 老総発 0510 第１号・老高発 0510 第２号・老振発 0510 第３号・老老発 0510 第１号 厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名）によれば、センターの員数について「専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人とされている（施行規則第 140 条の 6 第 1 号イ。なお、これ以降これらの職員のことを「三職種等」という。）」。

つまり、本通知においては、地域包括支援センター 1 か所に対して、第一号被保険者数が 6,000 人未満になることが想定されている。本通知では第一号被保険者数について 6,000 人を超えるセンターについては特に定めはなく一般に各市町村で独自の基準を設けて人員の増員等を行うことで対応している。

本市においても平成 24 年 2 月に「地域包括支援センターの設置方針」を介護保険運営協議会承認のもとに定めており、以下のとおりになっている。

まず、新たな地域包括支援センターの設置基準について、本市においては、日常生活圏域によって生活形態が異なることから、人口ではなく単純に高齢者人口を基準に設置方針を示すこととした。

（ア）対象地区内の高齢者人口（65 歳人口）が 10,000 人を超える場合には、新たな地域包括支援センターを設置する。

（イ）隣接する地区と的高齢者人口の計が 18,000 人を超える地域においては、既存の地域包括支援センター担当地区への影響を十分に検証したうえで、新たな設置について検討する。

次に、国の定めた第一号被保険者の 6,000 人超のセンターについては、対象地区内の人口が 40,000 人以上で高齢者人口が 7,000 人を超える場合、又は人口に関わらず高齢者人口が 8,000 人を超える場合には 1 名の増員、高齢者人口が 9,000 人を超える場合には 2 名の増員を可能とする。増員する職種については、国の基準（注 1）に

合わせ保健師等を優先とする。なお、三職種等の増員については個別に委託業者にヒアリングを行って増員するか否かを決定しているとのことである。

包括外部監査人が各センターの職員設置状況を調べたところ、国の基準を下回っているセンターは存在しなかった。しかしながら市の基準の達成状況について令和5年3月時点の状況を確認したところ、20地区のセンターのうち6地区のセンターについて達成未達の状況が認められ、さらにそのうち4地区については契約条項に抵触するため委託料の減額が行われているという状況であった。市の基準を満たしていない状況は市の想定した各種サービスの低下に繋がる恐れがあるため、市として各センターの人員配置状況は定期的に確認のうえ、不足がある場合はその是正に向けた指導を行い、さらに地域包括支援センターの活動について広く周知するなど、センター職員採用の一助となる方策を市でも検討し、実施していく事が望ましい。

(注1) 第1号保険者の数がおおむね2,000人以上3,000人未満の場合、保健師等を1人及び社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人

(意見1-28) 地域包括支援センターの収支報告について

地域包括支援センターの令和5年度センター別の収支を見ると、市内20か所のセンターのうち9か所のセンターについて支出が収入を上回っており「赤字」であるとの報告を受けている。

一般的に赤字となる原因としては、収入（収益）が過少であることと支出（費用）が過大であることの2つが考えられ、支出（費用）が過大な場合は、委託業者のコスト削減を促すべきケースといえる。

一方、収入（収益）が過少な場合は、委託事業者側の問題ではなく、市の委託料の積算内容についても検討する必要がある。

また、赤字状態の放置は短期的にサービスの低下を招き、中長期的には委託業者の離脱等ということも考えられる。

従って、各センターの収支報告については、単なる委託料の精算目的としてだけでなく、委託事業の持続可能性を測るための指標として十分に精査することが望ましい。

なお、報告内容について、本社費など計上する費用科目に法人ごとのばらつきが散見され、また収支の報告単位についても統一されていないため、統一基準による精査のためにも計上科目や単位の統一を徹底すべきである。

(意見1-29) 委託料の積算について

地域包括支援センターの委託料については、平成18年における厚生労働委員会での答弁での金額をベースその後状況の変化に応じて随時修正を行っており、正確な積算が行われていないのが現状である。

しかしながら、そもそもセンターごとによって人員構成や賃借料の相違など費用内容の違いがあり、また人件費の上昇分や契約時期により物価の高騰などを反映した正しい積算を行う必要がある。委託料の積算は、予定価格を正しく算出するための重要な手続きであるので、個別に積算を作成することが望ましい。

(指摘 1－3) 地域包括支援センターの事業評価及び自己評価の運営協議会への報告について

令和 5 年度における川口市介護保険運営協議会の議事録には地域包括支援センターの事業評価及び年度事業実施報告において記載があるが、自己評価及び事業評価について記載がなく、報告されていない。

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（平成 30 年 5 月 10 日 老総発 0510 第 1 号・老高発 0510 第 2 号・老振発 0510 第 3 号・老老発 0510 第 1 号 厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名）によれば、地域包括支援センター運営協議会は、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第 140 条の 6 第 2 号ロ）。この運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCA サイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。」とあり、地域包括支援センターの事業評価及び自己評価について、運営協議会での報告を求めている。当該記載事項は、地域包括支援センターの効率的・効果的な運営のため必須のものであるので必ず報告されることが望まれる。

(意見 1－30) 地域包括支援センターの事業評価及び自己評価の公表について

令和 5 年度における川口市介護保険運営協議会の議事録には地域包括支援センターの事業評価及び年度事業実施報告において記載があるが、自己評価及び事業評価について記載がないため、その結果市民への公表が行われていないのが現状である。

地域包括支援センターのサービスレベルは市民の高齢者サービスに対する重要な情報であること、地域包括支援センター間のサービスレベルを比較し、一定化するために、他市に倣って点数化して一覧表にする、点数化したうえでレーダーチャート化するなどをして、概観性を持たせたいと市民に公表することが望ましい。

(意見 1－31) 地域包括支援センターの委託契約について

地域包括支援センターの契約関係の書類を閲覧すると、地域包括支援センターの最初の選定時には公募型プロポーザル方式が採用されているが、その後の契約時には随意契約となっていた。随意契約の根拠を担当者に尋ねると「地域包括支援センターは公平・公正性、中立性が求められ、また地域の高齢者の総合相談窓口として信用、信頼関係を築いてゆく必要があると同時に地域ネットワークの核としての機能が求められており、継続した業務執行が必要であることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づいて随意契約によっている」との話であった。

しかしながら、そもそもこの地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号は極めて限定的に解するべきであり（注 1）、財務大臣通知においても随意契約は極めて限定的なケースにのみ認められた例外規定であることが謳われている（注 2）。既受託事業者に随意指定により再度委託することは、地域性の強い地域包括支援センターの業務の安定性の確保に一定の効果があることから是とされるとしても、公正性や適性な業

務遂行の確保にといった観点からも、随意指定を長期にわたり繰り返すのではなく、周期的に公募等により広く事業者を募集した上で、プロポーザル方式や総合評価方式などを用いた業者選定を検討すべきである。

また業務の継続性を重要視するのであれば、長期継続契約や債務負担行為により契約期間を複数年度とすることも検討する必要がある。

(注1) 例えばさいたま市では「随意契約ガイドライン」を設けて随意契約の利用を限定している。

(注2) 「公共調達 の適正化について(財務大臣通知)」財計第2017号平成18年8月25日などを参照のこと。

(意見1-32) 地域包括支援センターの活動について市の広報への掲載について

地域包括支援センターの広報活動については、市でPRチラシを配布するほか、現状では各委託事業者に一任されており、各委託事業者がチラシを印刷して配布する程度にとどまっているのが現状である。しかしながら、チラシの配布のみでは広報活動に限界があり、地域包括支援センターの存在そのものを市民に知ってもらうことは非常に困難であるといえる。そこで、市の広報に地域包括支援センターの業務内容を掲載することで、市民に地域包括支援センターのことを知らしめることが望ましい。市の高齢者の割合が20%を超えるなど、高齢者数の増加により各種福祉施策の必要性は以前と比較して格段に上がっているといえるため、市民の利便性や、地域包括支援センターという高齢者のための総合相談窓口の認知度の向上のためにも、市の広報に地域包括支援センターの存在やその事業内容について一定の周期で周知することが望ましい。

(意見1-33) 市から地域包括支援センターへの依頼について

地域包括支援センターからの報告によると、市の生活福祉課から地域包括支援センターへ認知症にて相談訪問する依頼があり、依頼に基づいて地域包括支援センターの職員が訪問すると訪問対象者の状況が事前に通知があった事実内容と相違したため、対応に非常に苦慮したという事例が存在した。市から地域包括支援センターへ依頼する際は、把握している情報について、正確な情報共有を徹底し、必要があれば複数名での訪問(市職員の同行も勘案)とすることが望ましい。

(意見1-34) 市と地域包括支援センター等の事務負担軽減について

地域包括支援センターの報告書によると、住民登録情報や介護保険情報などの被保険者の基礎データについて地域包括支援センターで個別に入力しており今なお事務負担が大きいということであった。この点について市の担当者によると「市と各地域包括支援センター間では、利用者の相談内容を記録している専用システムを導入している」との説明であったが、一部アナログ的な処理が行われており、事務の効率につながっていない状況が伺える。特に被保険者の基礎データについて個別に入力を行うことの事務負担は大きいため、個人情報の取り扱いについて配慮しつつも、RPAツール等の導入支援を行うことや、さらなる高度なDX化を推進することで入力作業そ

のものを省略し十分に関係法令等を確認しつつ、情報共有及びシステム導入に向けた検討をすることが望ましい。

(意見 1－35) 困難事例に対する対応について

地域包括支援センターの各種相談の記録簿を閲覧したところ、いわゆる困難事例の対応について1人の相談者に対して3か月の間に20回以上の対応が行われる、継続的に1年以上にわたって多くの対応をしているなど人的資源の消耗が顕著な様子が伺えた。この困難事例の対応について組織的な取り組みをしているか否か質問を行ったところ、「1名で対応することなく、2名以上のチームで対応している。また、川口市役所長寿支援課、川口保健所他関連機関に連携を依頼するなど協力体制を取っている。」との旨の担当者の回答であった。

例えば、他の自治体で実践しているような「サービスの利用を拒否する高齢者への対応」「身寄りのない方への対応」などといったような比較的一般的な困難事例について研修を行う、困難事例についてベテラン職員による成功事例集を作成するなどを行うことにより現場の負担を軽減する施策を行うことが望ましい。

4. 社会福祉法人川口市社会福祉協議会

(指摘 1－4) 退職金支払時の仕訳について

独自の退職給付金制度の仕訳において、退職給付引当金を取り崩すところ、退職金支給時に(借方)退職給付費用-退職一時金費用/(貸方)預金として処理しており、事業費の過大計上が確認された。

退職給付引当金の決算残高は、在職者の要支給額に合わせているが、年度末に行う退職給付引当金の戻し入れ及び繰り入れの処理を事業活動費の中で行うところ、繰越活動増減差額の部の積立金取崩額と積立金積立額で処理していた。

将来支払われる退職金に備えて退職給付引当金の計上をしているにもかかわらず、今までの会計処理では、退職者が多い年度に退職給付費が過大に計上されることになる。

適正な現況報告書開示のため、会計処理の見直しをすることが望まれる。

(意見 1－36) 老人居宅介護等事業の利用者減少及び赤字について

老人居宅介護等事業の事業活動収支差額は令和4年度よりマイナスとなっており、令和5年度においては1,594万円のマイナスとなっている。

ヘルパーが高齢となり、人材不足により利用者の受け入れが困難ということだが、高齢化が進む中、さらに需要が増加すると見込まれる。

積立金の取り崩しにより最終的な収支はプラスマイナスゼロとなっているが、自主事業であり、積立金取り崩しに頼らない安定的な経営が望まれる。

(意見 1－37) 交通遺児育英事業の収支について

交通遺児支援金は毎年150万円程度の支出があるが、支援金が減少傾向にある。

指定寄附金により奨学給付金等を賄っているとのことだが、制度継続のために、市民の皆さまからいただいた寄附金をもとに交通遺児育英事業が行なわれていること

を広く市民に周知し、財源を確保することが必要だと考える。

(意見 1－38) 交通遺児育英事業 支援金対象者について

奨学金の対象者は交通遺児で、川口市内に引き続き 1 年上居住する者が対象となっているが、支援実績によると、支給対象者は年 2～6 名となっている。

車の機能向上による交通事故減少によるものとのことだが、寄附者からの意向をくみ取りながら制度を拡充していくことが望まれる。

(意見 1－39) 個人会員の微減について

会員数の推移を見ると、法人は社会貢献の意識が高まったことから微増しているが、個人会員が微減している。

会員制度は「助け合い制度」の趣旨のもと、市内の福祉向上を目的とする制度であり、市民の賛同・賛助を得られるように会費の使途を P R することが必要と考える。

(意見 1－40) 青木たたら荘の利用者数について

青木会館は令和 4 年 10 月に建設された総工費 18 億円の新しい建物であるにもかかわらず、コロナ禍の影響があるとはいえ、その利用状況は他のたたら荘と比較しても特段多いとは言えない。

また、月に 1 回第 3 水曜日に医師による健康相談を実施しているが、年間を通じて相談件数は 17 件となっている。

今後、より多くの方に利用していただけるよう、高齢者に興味のある取り組みを増やしていき、さらに健康相談を始めとする高齢者の健康づくりや生きがいづくりに資する有益な取り組みなど、様々な手法を用いて広く周知していくことが望まれる。

(意見 1－41) やすらぎ会館の申し込み方法について

やすらぎ会館は直接来館による申し込みとなっており、電話やインターネットでの申し込みは受付していない。理由として、システム導入費用がかかることと、申込時に利用日時が重なった場合に窓口で抽選を行っているため、電話予約は難しいとのことだが、幅広い利用やデジタル化が普及する中、インターネット等での申し込みを進めることが望ましい。

5. 社会福祉法人川口市社会福祉事業団

(意見 1－42) 個人負担分利用料金の長期滞納の発生について

特別養護老人ホームやデイサービスセンターの個人負担分については、原則として請求書発行時から 20 日以内に銀行振込み・銀行口座からの引落しが原則となっている。振込み・引落しが出来なかったものについては、次月に再度請求書を送付し納付を促すが、2 度目の請求書発行でも未納が発生したものについては、事業団が策定した「未収金管理マニュアル」に従って督促状を送付している。督促状の送付を行ったにもかかわらず支払いがないものについては、最終的に強制執行などの法的処理に移行することになる。

特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの利用料のうち個人負担分について

請求書発行時から1年以上が経過し、長期滞納となっているものが特別養護老人ホームにおいて3件、合計1,181,195円、デイサービスセンターにおいて1件、43,475円生じていた。一般に介護福祉施設の滞納分について、これが生じた際に取りうる対応策が非常に限定的で、滞納分の回収が困難であるということは十分理解できることであるが、キーパーソンの高齢化等で連絡が取りにくくなってきたケースなど滞納が生じる端緒を掴んだような時は早めに対応するなど極力滞納が発生しないようにすべきである。

第3章 市民生活部所管施設における指定管理者制度の運用について

1. 指定管理者制度概要及び市の運用指針について

指摘・意見はない。

2. 川口総合文化センター（リリア）について

（意見2－1） 特定資産の使途の明確化について

特定資産のうち、特別記念事業特定資産は、開館40周年を記念する式典費用のための特定費用準備資金、退職給付引当資産については、退職給付引当金に対応する資産であり、その保有目的が明確である。一方、特別文化推進事業特定資産及び減価償却資産特定資産には、その資産の設定の目的に具体性がなく、算定の根拠も不明確であり、そのために公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び同施行規則（以下「公益認定法等」という。）においても、特定費用準備資金あるいは資産取得資金に該当せず遊休財産を構成する取扱いとしている。特定資産は、設定目的が具体的で、算定根拠が明確である必要があり、これらの資産は、特定資産に表示された剰余資金であり、特定資産として会計処理する意義は乏しくその設定目的を十分に説明できるようにすることが必要である。

（指摘2－1） 損失補填特定資産の制定の必要性の確認について

損失補填特定資産は、地震や台風などの大規模災害による自主事業公演が中止になった場合に出演者等に要する経費等を補償・補填する目的で設定されているが、現在まで使用されたことはない。発生の可能性が低い損失の補填を目的として保有する損失補填特定資産は、特定資産として保有する意義は低く、公益認定法等で規定する特定費用準備資金にも該当しないことから見直しが必要である。

（意見2－2） 令和4年度及び令和5年度の収支相償による剰余金の解消について

令和4年度及び令和5年度に公1（文化振興事業）において生じた剰余金について、令和6年度及び令和7年度の自主事業及び令和8年度に計画している「リニューアル記念事業」の規模の拡大に伴い、特定費用準備資金の目標額を400万円から1,000万円に増額することとしている。特定費用準備資金の目標額については、剰余金の解消に必要な金額でなく、自主事業及びリニューアル記念事業の事業内容及び予算を精査した結果として算出すべきことに留意する必要がある。また、特定費用準備資金の積立てのための財源について、市からの指定管理料である場合には、当該事業の実施のタイミングでの指定管理料の支出ということについても検討が必要である。なお、剰余金の解消については、令和7年4月1日改正後の公益認定法等における取り扱いについても念頭において対応することも必要である。なお、令和4年度及び令和5年度に剰余金が発生していることから、その予算を精査し、指定管理料が適正に算出されていたのかについても確認が必要であり、必要に応じて指定管理料の減額調整についても検討が必要である。

（意見 2－3） 施設管理事業と文化事業に係る運営費用の明確化について

令和 5 年度の指定管理料算定のための収支予算について、施設管理事業と文化事業の各事業の収支は 0 円となっていない。また、正職員に係る人件費や水道光熱費等の支出につき、文化事業に按分されていない。そのため、各事業の指定管理料が正確に算定されていないと言える。

市による施設の利用料金の適正額の検討に当たっては、主として、施設管理事業に係る支出額が考慮要素となると考えられる。また、市による各事業の費用対効果の検討の際にも、施設管理事業と文化事業に係る支出をそれぞれ正確に算定することが不可欠である。

したがって、指定管理料は事業毎に正確に算定することが望ましい。

（意見 2－4） 茶室及び和室の稼働率について

令和 5 年度の特別会議室、茶室及び和室の稼働率は上記のとおり、30%を下回っており、稼働状況が低い水準にある。このうち、特別会議室は本格的な国際会議も開催可能なハイグレードな会議室であったところ、一般利用者のニーズには合わなかったとのことであり、大規模改修工事において、用途変更を行う予定である。

これに対し、茶室及び和室については、用途変更のための工事には多額の費用が必要となることや、市内に茶室及び和室を有する施設が減少傾向にあり、文化活動の保護の必要性から、大規模改修工事による用途変更は行わないとのことである。今後は、ホームページやパンフレットによる広報活動の強化や、着付け・茶道教室などの関連団体への呼びかけにより、茶室及び和室の稼働率向上を図ることが望まれる。

（意見 2－5） 自主企画公演に係る出演料等に関する手続について

自主企画公演に関する出演者については、同法人の年度の事業計画の内容に含められ、理事会及び評議員会の決議を受けている。もっとも、公演毎の出演料等の予算については、決議を受ける事業計画案に記載されておらず、理事会及び評議員会における添付書類にも含まれていない。

ここで、メインホール・公演 B について、出演料等支出が 15,088,000 円と高額であり、また、7,591,700 円という多額の支出超過が生じている。自主企画公演は、芸術文化の振興の目的があり、支出超過となることが直ちに否定されるものではない。

もっとも、多額の出演料等に見合う芸術文化の振興の効果があるか否かの判断は、専門的知識を要するため、多数の芸術文化分野に造詣が深い者の協議により、慎重に検討されるべきである。

したがって、自主企画公演に関する出演料等が多額になる場合や、支出超過額が多額となることが見込まれる場合は、個別の公演の予算について、理事会及び評議員会の決議を経ることが望まれる。

（意見 2－6） 契約方法について

公益財団法人川口総合文化センターは契約事務に関し、契約に関する要綱（以下「契約要綱」という。）を定めている。

契約要綱では、契約の方法について、「この法人が締結する契約は、指名競争入札

又は随意契約の方法によるものとする。」と規定しており、同法人では、一般競争入札を行っていない。

一般競争入札は、契約金額を低く抑えたり、委託先との癒着や談合を防ぐのに効果的である。そのため、一般競争入札を、契約方法の選択肢に含めるのが望ましい。

次に、随意契約又は単独見積りの理由が決裁文書に記載されていない契約があった。また、指名競争入札による契約につき、業者選定理由が決裁文書に記載されていなかった。これらの理由が決裁文書に記載されないと、業者の選定に必要な条件が曖昧となり、決裁権者が判断を誤ったり、契約締結過程に関する適切性の検証に支障を来すおそれがある。

したがって、契約方法の選択理由や業者選定理由につき、決裁文書に明記することが望まれる。

(指摘 2-2) 第三者委託の承認手続について

基本協定書において、指定管理者は、事前に市による承認を受けた場合を除いて、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されている。

これを受けて、公益財団法人川口総合文化センターは、年度当初に市に対し、第三者への委託業務の内容及び委託先を記載した委託業務計画書を提出し、承認を得ている。しかし、年度途中に追加となった第三者委託に関し、市による事前の承認手続が漏れていた。

第三者委託につき、市による監督手続が適正に行われないと、中抜きによる指定管理者の不当な利益の獲得や、反社会的勢力や入札参加資格停止者などの不適格者による業務の関与につながるおそれがある。そのため、今後は、年度途中における追加の第三者委託についても、事前に市による承認手続を行う必要がある。

(指摘 2-3) 備品の実査について

備品について、市では、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度 4 月末日までに物品出納員に報告することとされている（財産規則第 5 2 条の 2 第 1 項）。

しかし、リリアに設置されている市所有の備品について、市の職員による実査や、指定管理者からの実査の報告を受ける等の保管状況の調査を毎年度の頻度で実施していなかった。

今後は、市所有の備品の実査につき、指定管理業務に含め、毎年度、指定管理者から実査結果の報告を受ける等の対応が必要である。

(指摘 2-4) 令和 2 年度 3 月末を基準とする指定管理料の精算について

令和 3 年度中に実施される指定管理料の精算の検討に当たり、令和 2 年度 3 月末の決算数値を基礎として、算定された精算額がマイナスであるため、精算は実施されていない。

ここで、内部留保額につき、30 周年記念事業費等として、35,558,533 円を差し引いて算出している。もっとも、30 周年記念事業は令和 2 年度中に実施された事業で

あり、関連費用は内部留保額から既に控除されており、再度、差し引く必要はない。

30周年記念事業費等を差し引いた事情を質問したところ、回答は次のとおりであった。すなわち、30周年記念事業費に充当するために積み立てていた特定資産60,021,090円を取り崩した結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、35,558,533円の残額が生じた。当該残額につき、公益財団法人川口総合文化センターの担当者と、当時のリリアの所管課である自治振興課の担当者との間で協議を行い、次の40周年記念事業及び大規模改修工事後のリニューアル記念事業費に充てるとし、次年度以降における控除にしたとのことである。

ここで、当該事業費につき、特に必要な費用であるとして、精算対象から控除する場合には、当時の「精算実施要項」の所管課である行政管理課との協議が必要であった（精算実施要綱第6条第2項）。これを受け、自治振興課を所管する市民生活部長より、行政管理課を所管する総務部長に対し、当該事業費の精算対象からの控除に関する依頼文書が提出されている。もっとも、当該文書に基づく協議の記録や、総務部長による決裁文書が作成されていなかった。

内部留保が過剰であると、不必要な支出や非効率な資産運用を招くおそれがあり、不透明な内部留保は極力避けるべきである。そのため、特別な事情により、内部留保額を精算しない場合には、協議の記録や決裁文書を作成すべきである。

（意見2-7） 令和5年度3月末を基準とする指定管理料の精算検討資料について

当初に監査人に提出された令和5年度3月末を基準とする指定管理料の精算検討資料において、不可欠な固定資産取得費として扱われているもののうち、災害時等対応費及び退職手当財団負担は一事業年度における事業費及び管理費として加味されているものである。また、40周年事業・リニューアル事業積立は、真に必要であるなら、特定資産として既に積み立てているべきものである。したがって、これらは不可欠な固定資産取得費の趣旨に当てはまらないものである。

当監査の実施過程における検討を踏まえ、これらを不可欠な固定資産取得費として取り扱うことを止めたとは言え、当初の資料からは、指定管理料の精算の検討体制に不備があったことが窺える。今後は内部留保の精算は厳格に行うことが望まれる。

（意見2-8） 美術館との一体管理について

リリアの大規模改修工事と隣接して、美術館の建設工事が行われている。そのため、両施設の設備は、昇降機等につき共通の製造業者となっており、設備の保守点検等の委託契約につき、施設毎ではなく、一つの契約とすることで、支出額を抑えられる可能性がある。その他にも共通で行いうる管理業務として、警備業務等が考えられ、リリアと美術館の指定管理者を一体として選定することにより、施設管理が経済的・効率的となる可能性がある。

したがって、今後の指定管理業務の在り方についての検討において、リリアと美術館の指定管理者を一体として選定する選択肢を含めることが望まれる。

(意見 2－9) 施設利用料の減免規定について

公益財団法人川口総合文化センターは、文化事業に係る指定管理業務として、市民に多くの鑑賞機会を提供し、文化芸術の振興に役立てることを目的に、共催事業を実施している。共催事業は、施設利用料相当額を同法人が負担することにより、公演を誘致するものである。令和 5 年度において、共催事業により同法人が負担した施設利用料相当額合計は 13,555,260 円である。

ここで、共催事業ではあるものの、公演の入場料については、公演者の収入となることから、同法人による施設利用料相当額の負担は、実質的に施設利用料の減免であると考えられる。

しかし、川口総合文化センター設置及び管理条例における利用料金の減免に関する規定は以下のとおりであり、駐車場のみが規定され、ホールの利用料金の減免に関する規定は無い。

利用料金の減免に関し、条例に規定が無いと、不公平な減免が行われるおそれがある。そのため、ホールの利用料金の減免の根拠や基本的な考え方について、条例に規定することが望ましい。

3. 川口市立アートギャラリー（アトリア）について

(指摘 2－5) 過大な指定管理料の積算について

①消費税支出の過大額について

アトリアの主たる指定管理者である株式会社 21 世紀文化芸術研究室は、令和 6 年 9 月 1 日より課税事業者となっており、令和 5 年度は免税事業者であったため、令和 5 年度は消費税の納税義務がない。それにも関わらず、令和 5 年度の指定管理料算定のための積算資料において、消費税支出 5,909,000 円が予算額に含まれている。

免税事業者であることによる消費税支出の削減は、効率的な施設運営の結果によるものとは言えず、ましてや免税事業者は、適格請求書を発行できず、施設利用者に不利益を及ぼすおそれがあり、消費税支出は指定管理料の積算において加味すべきではなかったと言える。これにより、指定管理料は 5,909,000 円の過大な金額となっている。

②共通費の按分計算について

指定管理業務収入が、アトリアの主たる指定管理者である株式会社 21 世紀文化芸術研究室の全体の売上の 9 割を占めるため、重要性を勘案し、経費の按分をせず、同社において生じる支出の全額を指定管理業務に係る支出として処理しているとのことである。

しかし、指定管理料の算定に当たっては、指定管理業務に係る収支のみを考慮すべきであり、指定管理業務とは関係無い支出や、指定管理者の負担で実施すべき自主事業に係る支出を考慮すべきではなく、指定管理料は過大に算定されていると考えられる。

③総括

株式会社 21 世紀文化芸術研究室は、消費税の課税事業者でないにもかかわらず、指定管理料算出のための支出予算に消費税支出 5,909,000 円を算入し、結果として市は過大の指定管理料を支払うに至っている。さらに、当然に実際の消費税の納税はな

いために、収入が支出を超過することになり、当該超過額 2,167,903 円を消費税積立支出として支出経理して帳尻を合わせている。しかし、将来的にも当該事業年度に係る消費税を納税することはないため、この積立金が使用されることはなく、不要な支出を計上した誤った会計処理であるとも言える。したがって、本件については、例外的に消費税積立支出に相当する金額を直ちに市へ当該金額の返還を求めて精算すべきである。また、指定管理業務に関する収支と、それ以外に関する収支を明確に区分するよう指導・監督する必要がある、指定管理者が適切に対応しないのであれば、指定管理者の指定の取消処分を検討も必要である。

(意見 2-10) 指定管理者制度導入の効果の検討について

令和元年度に比べ、令和 5 年度の施設運営費は若干、減少している。もっとも、実施事業につき、主催事業（展覧会）の件数が 1 件、共催事業の日数が 5 日増加したのみで、比較資料においての、その他の指標は減少している。

文化芸術分野では、定性的な評価も重要であり、定量的な指標のみで評価することはできない。また、令和 5 年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が完全に無くなった訳ではない。

もっとも、定量的評価において重要な指標である総来館者数について、令和元年度に比べ、令和 5 年度は減少しており、今後の推移に注視し、直営の場合と比較した指定管理者制度導入の効果の検討が望まれる。

(指摘 2-6) 備品の実査について

備品について、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度 4 月末日までに物品出納員に報告することとされている。しかし、アトリアに設置されている市所有の備品について、市の職員による実査や、指定管理者からの実査の報告を受ける等の保管状況の調査を実施していなかった。

今後は、市所有の備品の実査につき、指定管理業務に含め、指定管理者から実査結果の報告を受ける等の対応が必要である。

(意見 2-11) 適格請求書発行事業者以外の者の指定管理者の選任について

アトリアの主たる指定管理者である株式会社 21 世紀文化芸術研究室は、適格請求書等保存方式の開始日である令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までは、適格請求書を発行できなかった。

アトリアの展示室 A・B 及びスタジオは、個展開催等の事業目的で利用されることが想定される。そして、消費税の適格請求書等保存方式に関し、指定管理者募集施設への応募資格要件について、運用指針では以下のように規定している。

指定管理者募集施設への応募に当たって、関係法令や施設の性質等による特別な理由があり、募集要件を制限する場合には、事前に検討した上で、募集要項に明記する。
施設の性質によりそれぞれ異なるが、例えば、次のような事項が考えられる。
(中略)

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等。ただし、当該施設の業務が消

費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（以下「インボイス」という。）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

もともと、当該規定は令和5年4月の改定により新設されたものであった。そのため、アトリアの第1期指定管理期間に関する公募においては、当該規定の内容は反映されておらず、適格請求書発行事業者でない者の応募が可能であった。

その結果、適格請求書を発行できない者が指定管理者に選定され、一般課税による消費税の納付額の算定に際し、施設利用料のうち20%について、仕入税額控除ができないという不利益が、利用者に対し生じていた。

今後は、適格請求書発行事業者であることを指定管理者の応募資格要件とする必要がある。また、応募資格や選定評価基準の設定に当たっては、規定がなくとも、利用者に不利益となる事情について、漏れなく考慮することが望まれる。

（意見2－12） 指定管理者の選定基準について

アトリアの第1期指定管理期間の指定管理者の公募に対する応募件数は2件と少数に留まっている。応募件数が少数である要因として、以下の運用指針の規程に基づき、応募資格者を市内に本店もしくは事業所等が所在する事業者（以下「市内事業者」という。）に限定していたことが考えられる。

指定管理者の選定は、市民サービスの向上と経費の節減を図るという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせるため、原則として次の事項に留意し、公募により実施するものとする。

ア 指定管理者の候補者については、原則として市内業者及び準市内業者から選定する。

イ 市内業者及び準市内業者では手続条例第4条及び選定専門委員会の選定基準を満たすことができない場合は、県内業者、県外業者へと公募要件の範囲を拡大できるものとする。

※ 基準を満たすことができない場合とは、公募したが応募がなかったときや、審査を経て不適格との結果になったときをいう。

※「手続条例」は川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の略語である。また、「準市内業者」とは、市内に所在する事業所等を入札に参加する事業所とする事業者のうち、市外に本店を有する事業者である。

市内事業者の優先は、市内事業者の育成及び地域経済の活性化に繋がる。もともと、市民サービスの向上や経費の削減も重要である。上述のとおり、適格請求書を発行できない者が指定管理者に選定され、利用者に不利益が生じ、また、指定管理料算出のための支出予算の算定方法に誤りがあり、市による指導が望まれる状況が生じている。指定管理者の選定基準を、より厳しく設定していれば、このような事態を回避できた可能性がある。

今後は、応募総数が少数であり、競争原理の確保が難しいと見込まれる場合には、選定基準を厳格に設定することが望まれる。

(意見 2-13) アトリアと旧田中家住宅の指定管理者を別々に選定することについて

アトリアと旧田中家住宅の指定管理者につき、企画展等の開催時に両施設を相互利用できるメリットがあることから、一体として指定管理者を選定しており、連携した美術展覧会等のイベントを行うことで、施設相互利用の促進効果はあったといえる。

もっとも、それぞれ別の指定管理者となっても、連携を図ることは可能であると考えられる。また、アトリアは芸術作品の展示施設であるのに対し、旧田中家住宅は歴史的建造物としての価値が評価されている施設であり、根本の利用方法は異なる。加えて、両施設は隣接しているわけではなく、両施設の相互利用の効果に対する評価は検討の余地がある。

他方、両施設を管理できる事業者に限られることも応募件数が少数であることの要因であると考えられるところ、両施設の管理者を別々とするすることで、応募件数の増加が期待できる。加えて、より専門性の高い事業者からの応募が来る可能性もある。

したがって、両施設の管理者を別々とするものの検討が望まれる。

(指摘 2-7) 第三者委託について

運用指針では、公募における指定管理者募集要項の作成における第三者委託の取扱いに関し、以下のように規定している。

施設の設置目的を達成するために実施する主要な業務については、指定管理者が直接実施し、第三者に委託することはできない旨を記載する。

ただし、一部業務について、その業務の履行に当たり、指定管理者が管理監督を行う場合で、かつ、市が承諾する場合は、第三者への委託可能な旨とその範囲を記載する。

しかし、アトリアの第1期指定管理者募集要項における第三者委託に関する記載は、以下のとおりであり、第三者委託が可能な業務範囲及び市の承諾が必要となる旨の記載が無かった。

個々の業務について第三者へ委託することは可能ですが、その場合市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、可能な限り、市内業者（本社が川口市）を活用してください。なお、施設の管理業務の全てを委託することはできません。

今後は、指定管理者募集要項において、第三者委託が可能な業務範囲及び市の承諾が必要となる旨を記載する必要がある。

また、基本協定書において、指定管理者は、事前に市による承認を受けた場合を除

いて、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されているものの、実際には、市による事前の承認手続は行われていなかった。

今後は、第三者委託について、市による事前の承認手続が必要である。

(指摘 2－8) 組合契約書の提出について

運用指針では、指定管理者が共同事業体の場合に関し、以下のように規定している。

指定管理者応募施設への応募に当たって、関係法令や施設の性質等による特別な理由があり、募集要件を制限する場合には、事前に検討した上で、募集要項に明記する。施設の性質によりそれぞれ異なるが、例えば、次のような事項が考えられる。

(中略)

(8) 共同事業体(コンソーシアム)・共同企業体(JV)の場合には、構成する全ての民間事業者等が以上の条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

アトリアの指定管理者は、代表団体を株式会社 21 世紀文化芸術研究室、構成団体を有限会社アプリュスアソシエイツとする共同事業体である。しかし、指定管理者募集要項には、共同事業体協定書や組合契約書の提出を求める記載は無く、実際にこれらの提出が行われていなかった。

指定管理者が共同事業体の場合に組合契約が締結されていないと、業務分担が明確にされず、市による指導・監督に支障が生じたり、責任の所在が不明確になったりするおそれがある。そのため、組合契約書の提出を求める必要がある。

4. 川口市立川口駅前市民ホール(フレンジア)について

(意見 2－14) 指定管理者の公募に対する応募件数について

フレンジアの各指定管理期間の指定管理者の公募に対する応募件数は大幅に減少している。特に第3期以降においては、応募件数が1件のみとなっている。

応募件数が少ないと、競争原理が働かず、サービス水準や経費削減の効果が低下につながるおそれがある。応募件数が減少している理由としては、指定管理料が減額されており、指定管理者が初期投資に見合う収入を確保できるかが不透明である等の要因が考えられるとのことである。

今後は、自主事業に対する還元率を上げ、市の収入を確保しつつ、指定管理料を増額することにより指定管理者のリスクの軽減を図る等の対応を行うことが望ましい。

また、過去の問合せ者や応募者に対する不応募の理由の照会等により、応募件数が減少している原因を追究し、対応することが望まれる。

(意見 2－15) 指定管理者候補者選定に関する専門委員会について

フレンジアの指定管理者候補者選定に関する専門委員会の構成員は、リリアに関する専門委員会と同一となっている。

しかし、施設の主たる用途につき、リリアは音楽活動であるのに対し、フレンジ

アは飲食の提供を伴う交流パーティーや会議、研修と異なっており、指定管理者候補者選定に関する必要な専門知識は異なるはずである。上述の構成員で言えば芸術文化である音楽活動に関する専門家に偏っているように思われる。今後は施設ごとに専門委員会を設置することが望まれる。

(意見 2-16) 共通費の振替基準の明文化について

フレンディアの人件費につき、第4期指定期間の開始年度である令和3年度より、指定管理業務の支出額の20%を自主事業へ振り替えている。

振替率である20%は、利用件数に応じたものであり、市と指定管理者との協議に基づき決定されたとのことである。もっとも、共通費の振替基準に関し、第4期の指定管理者募集要項や、協定書には記載がなかった。

指定管理者から市への還元額は以下の算式により計算されることとしており、指定管理業務から自主事業への共通費の振替により、還元額が減少する場合がある。

- ・ 自主事業の営業利益が10,000,000円を超えた金額の50%
 - ・ 指定管理業務の営業利益が1,000,000円を超えた金額の50%
- ただし、自主事業が営業損失の場合は還元不要

共通費の振替基準は、一義的なものではなく、複数の基準が考えられ、明文化による合意を行わないと、後々に紛争が生じるおそれがある。

そのため、共通費の振替基準については、指定管理者募集要項や協定書において、明文化しておくことが望ましい。

(意見 2-17) 備品実査の証跡について

備品について、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成し、翌年度4月末日までに物品出納員に報告することとされている。これを受け、フレンディアに設置されている市所有の備品について、市の施設所管課職員と指定管理者が共同で、定期的に実査を行っているとのことであった。しかし、実査の証跡を残していなかった。

実査の証跡がないと、後に備品の紛失や破損が判明した場合に、責任関係が曖昧になったり、原因の調査が困難になったりするおそれがある。今後は、実査日時や対象備品、実査人等を記載した証跡を残すことが望まれる。

(指摘 2-9) 第三者委託の承認手続について

運用指針では、公募における指定管理者募集要項の作成において、原則として第三者委託を禁止する旨や、一部業務の第三者委託には市の承諾が必要となる旨の記載を求めている。

しかし、フレンディアの第4期指定管理者募集要項において、想定される外部委託業務の記載はあるものの、その他の業務について第三者委託を禁止する旨や、第三者委託には市の承諾が必要となる旨の記載がなかった。

また、基本協定書において、指定管理者は、事前に市による承認を受けた場合を除

いて、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されているものの、実際には、市による事前の承認手続は行われていなかった。

今後は、第三者委託に関し、運用指針の規定の順守及び市による事前の承認手続が必要である。

5. 川口市芝コミュニティセンターについて

(意見2-18) 施設利用者の負担について

市民の交流の場として利用可能な会議室やホールを有するコミュニティセンターとして、市には、川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターが設置されている。

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターでは、使用料が設定されており、川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターの利用者や、そもそも近隣にコミュニティセンターがなく、会議室やホールの使用が困難な市民と比べ、川口市芝コミュニティセンター（以下「芝コミュニティセンター」という。）の利用者が、優遇されている状況にあると言える。

そのため、芝コミュニティセンターの利用においても、料金の負担を求める等の市民間の公平を図る措置の検討が望まれる。

(意見2-19) 備品実査の証跡について

備品について、市では、毎年度末日における保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度4月末日までに物品出納員に報告することとされている。これを受け、芝コミュニティセンターに設置されている市所有の備品について、市の施設所管課職員と指定管理者が共同で、年に一度、実査を行っているとのことであった。しかし、実査の証跡を残していなかった。

今後は、実査日時や対象備品、実査人等を記載した証跡を残すことが望まれる。

(意見2-20) 鍵の管理及び直営に関する検討について

芝コミュニティセンターの開館日の利用受付時間に関し、第4期の指定管理業務に関する仕様書において、午前9時から正午までとされており、正午より後は管理人が不在となる。そのため、正午より後の利用者は、施設の鍵を預けられ、施設利用後に施錠し、鍵を持ち帰り、翌日の受付時間内に返却するという運用がなされているとのことである。

このような運用では、鍵の紛失や複製による悪用のおそれがある。そのため、利用者に鍵の暗証番号を通知する方式の採用を検討することが望ましい。

また、当該方式を採用することで、無人の直営による管理に変更し、施設運営の経費を削減できる可能性がある。そのため、施設利用者である地域住民の意見を聞きつつ、経費削減の効果を勘案し、直営による管理も選択肢に含め、今後の施設運営の方法を検討することが望まれる。

(意見2-21) アンケートの実施頻度について

芝コミュニティセンターでは、利用者に対するアンケートを実施しているところ、頻度は数年毎であり、毎年度、実施していない。

利用者に対するアンケートは、市による指定管理者への指導や、設備の修繕等の対

応が必要となる事項を把握するために有効な手段であり、適時な対応を図るために、毎年度、実施することが望まれる。

(指摘 2－10) 第三者委託の承認手続について

基本協定書において、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、市の承認を得なければならない旨が規定されている。しかし、実際には、市による承認手続は行われていなかった。

今後は、市による事前の承認手続が必要である。